

健康保険法等の改正に伴う「高度先進医療給付特約」のお取扱いについて

平成 18 年 10 月 1 日より、健康保険法等の一部が改正され、「高度先進医療」につきまして、改正前は特定療養費としての高度先進医療であったものが、改正後は保険外併用療養費中の評価療養としての新たな 1 つの枠組みとなる「先進医療」に承継されることとなりました。（ご参考「高度先進医療に係る健康保険法等の一部改正の概要について」をご参照ください。）

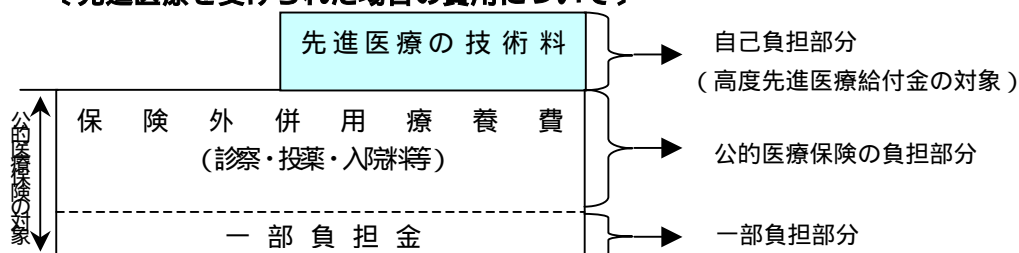
これに伴いまして、高度先進医療を給付対象としておりました高度先進医療給付特約におきましても、平成 18 年 10 月 1 日以降は、「先進医療」を所定の高度先進医療と位置づけし、高度先進医療給付金の給付対象とすることとしております。

本特約に関する上記変更を反映した、「ご契約のしおり・約款」のご契約のしおり部分および商品パンフレットの「高度先進医療給付特約について」のご説明内容は、下記の通りとなります。必ずご確認くださいませようお願いいたします。

高度先進医療給付特約は、高度先進医療給付特約、高度先進医療給付特約（03）、高度先進医療給付特約（医療保険用）、高度先進医療給付特約（新医療保険用）の総称として記載しております。

「ご契約のしおり・約款」のしおり部分

- 高度先進医療給付金は、この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故や疾病を直接の原因とし、評価療養としての先進医療による療養をその取扱いが認められた保険医療機関で受けられた場合に、所定の高度先進医療による療養を受けられたものとしてその技術料に応じた給付金額をお支払いします。
- 先進医療は、厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養その他の療養であって、保険給付の対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養として、厚生労働大臣が定める「評価療養」の 1 つとされています。この先進医療は、平成 18 年 10 月 1 日施行の健康保険法等の改正により、従来の高度先進医療制度をも継承するものとして新たに先進医療として位置づけられたものです。

〔先進医療を受けられた場合の費用について〕

先進医療をその取扱いが認められた保険医療機関で受けた場合、一般治療と共通する診察・投薬・入院料等は、保険外併用療養費として公的医療保険制度の給付対象となり、先進医療の技術部分は、公的医療保険制度の給付対象とならないため、全額自己負担となります。

- 療養とは、診察・薬剤または治療材料の支給および処置・手術その他の治療をいいます。
- 高度先進医療給付金のご請求の際には、当社所定の書式による医師の治療証明書等を提出していただきます。
- この特約の保険期間中に、新たに厚生労働大臣により認められた先進医療、および新たにその取扱いが認められた保険医療機関で受けられた先進医療による療養は高度先進医療給付金のお支払いの対象となります。
- 所定の高度先進医療による療養を受けられた日現在、公的医療保険制度の給付対象となっている療養の場合は、高度先進医療給付金のお支払いの対象にはなりません。また、先進医療としてその療養の取扱いを認められていない保険医療機関で受けられた場合も、お支払いの対象にはなりません。
- この特約の払いもどし金はありません。

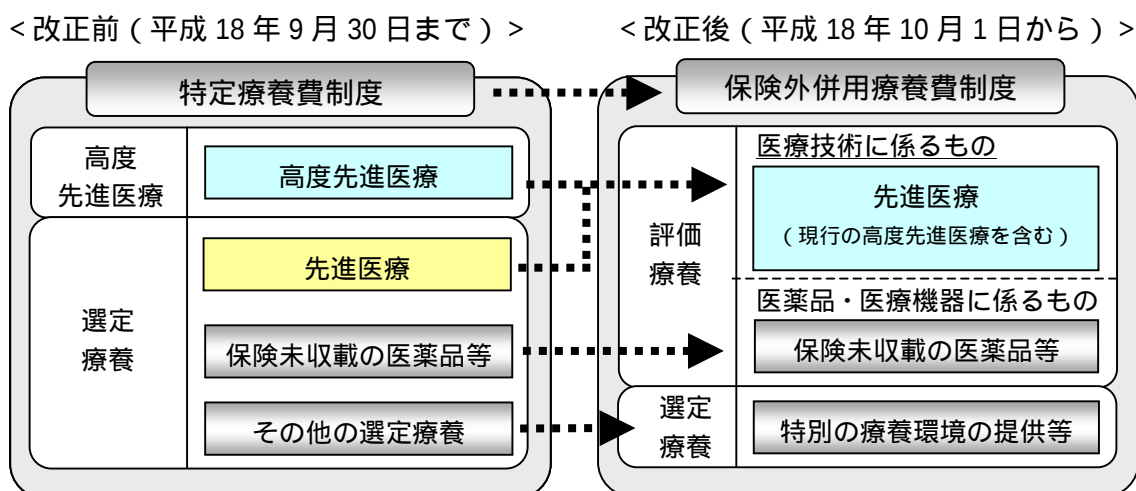
対象となる先進医療の種類およびその取扱保険医療機関については、当社の営業店または本社にご確認ください。

商品パンフレット

- この特約において対象となる高度先進医療とは、健康保険法等の公的医療保険制度にもとづく評価療養のうち、「高度の医療技術を用いた療養」として厚生労働大臣が定めた先進医療による療養のことをいいます。
- 高度先進医療給付金は、不慮の事故や疾病を直接の原因とした所定の高度先進医療による療養をその取扱いが認められた保険医療機関で受けられた場合に、その技術料に応じて所定の給付倍率を特約基本給付金額に乗じてお支払いします。ただし、療養を受けられた日現在、健康保険法等に定める「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は、高度先進医療給付金のお支払対象には該当しません。
対象となる先進医療の種類およびその取扱保険医療機関については、保険期間中変動しますので、もよりの当社営業店へお問合せください。

ご参考：高度先進医療に係る健康保険法等の一部改正の概要について

- 「特定療養費制度」が「保険外併用療養費制度」として再編され、下記のとおり「評価療養」と「選定療養」に区分されました。この改正により、従来の「高度先進医療」は、特定療養費制度の対象であった「先進医療」とともに、「評価療養」の中の「先進医療」という新たな1つの枠組みに統合されました。
なお、平成18年9月時点で高度先進医療として承認されていた医療技術は、すべて平成18年10月1日における制度改正後の先進医療に引き継がれております。



新設の評価療養は、現時点では保険適用の対象ではありませんが、将来的に保険適用の対象とすることを前提として、そのための評価を行うものをいい、評価の内容により保険適用の対象となった場合には、評価療養の対象からはずれます。また選定療養（改正後）は、将来的な保険適用を前提としないもので、特別の療養環境の提供（差額ベッド等）、予約診療等患者が自ら選定して受けるものをいいます。

従来の高度先進医療は医療技術ごとに承認を得た大学病院等の特定承認保険医療機関で行われるものとされていましたが、改正後の新たな枠組みによる先進医療としては、個別の医療技術ごとの施設基準に適合し届出がなされている保険医療機関で行われるものとされました。

- 「先進医療」については、下記厚生労働省のHP（「行政分野ごとの情報」中の「医療保険」内）でご確認いただけます。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/index.html>